

神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金交付要綱取扱要領

この要領は、補助金の交付等に関する規則（以下「規則」という。）及び神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定の運用について定めるものとする。

(補助対象事業の範囲)

第1条 要綱第3条に掲げる補助対象事業の範囲等は、別表第1に定めるものの他、次によるものとする。

- (1) 新たな整備や増備、機能強化に係る事業を補助対象とし、市町村が経常的に行う維持管理的な事業は除く。ただし、要綱第3条第4号の改修に係る事業はこの限りでない。
- (2) 賃貸借に係るものは除く。ただし、当該賃貸借契約満了時において、契約対象施設・設備等の所有権が市町村に帰属する場合、又は災害時協定により提供される施設・設備の費用の支出等で県が認める場合はこの限りでない。
- (3) 市町村による間接補助事業等は補助対象とする。
- (4) 用地費（取得、造成等）は除く。
- (5) 事務費（自動車重量税、人件費、各種申請料等）は除く。
- (6) 他の地方公共団体に対する負担金は補助対象とする。
- (7) 他の県補助金の対象となる事業は除く。
- (8) 別表第1に定める事業に係る調査（地質調査等）事業については補助対象とする。
- (9) 補助対象の仕様基準は、別に定めることができる。

(消防団充実強化計画等)

第2条 要綱第3条第6号の補助対象事業に係る補助金の交付を受けようとする市町村は、知事が指定する期日までに風水害対策計画書（第1号様式）を提出するものとする。

- 2 要綱第5条第2項後段の規定により要綱第3条第2号の補助対象事業に係る補助金の額を限度額から除く市町村は、知事が指定する期日までに津波対策計画書（第2号様式）を提出するものとする。
- 3 要綱第5条第2項後段の規定により要綱第3条第3号ア及びイの補助対象事業に係る補助金の額を限度額から除く市町村は、知事が指定する期日までに消防団充実強化計画書（第3号様式）を提出するものとする。
- 4 要綱第5条第2項後段の規定により要綱第3条第3号ウの補助対象事業に係る補助金の額を限度額から除く市町村は、知事が指定する期日までに自主防災組織充実強化計画書（第4号様式）を提出するものとする。
- 5 要綱第3条第10号の補助対象事業に係る補助金の交付を受けようとする市町村は、知事が指定する期日までに地域防犯カメラ設置計画書・管理一覧（第5号様式）を提出するものとする。

(補助対象市町村)

第3条 要綱第3条第4号に係る補助対象事業については、第1条第1項第6号の規定に
関わらず、原則として要綱第3条第4号に定める事業を行う市町村を代表する一の市町
村を補助対象とする。

(補助金充当可能額の算出)

第4条 要綱別表第1の補助金充当可能額の算出に用いる起債相当額は、起債対象事業に
ついて起債の協議等の有無に関わらず、補助対象個別事業費から国庫補助金及び諸収
入を控除した額のうち2,000万円を超える部分に当該事業について国の地方債同意等基
準等で定められた通常の充当率を乗じて得た額とする。

2 繙続事業（市町村において継続費又は債務負担行為を設定して実施するもの）は、当
該年度までの補助対象個別事業費の合計に基づいて算出した補助基準額から、前年度ま
での補助対象個別事業費の合計に基づいて算出した補助基準額を控除した額に補助率を
乗じて得た額を当該年度の補助金充当可能額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 市町村は、要綱第6条第1項に規定する交付（変更交付）申請書に次の書類を添
付して、知事が指定する期日までに提出するものとする。

- (1) 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金交付（変更交付）申請書総括表（第6
号様式）
- (2) 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金交付（変更交付）申請書内訳書の1
(第7号様式)
- (3) 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金交付（変更交付）申請書内訳書の2
(第8号様式)
- (4) その他県が指示する書類

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 県は、前条の交付申請を受けその内容を審査し、適正と認められる事業について
交付決定を行う。適正と認められる事業に係る補助申請額が県の予算を超過する場合
は、別表第2に掲げる優先順位に基づき予算の範囲内で交付決定を行う。

2 県は、前項の交付決定を行ったときは、規則第4条及び第6条の規定に基づき、神奈
川県市町村地域防災力強化支援事業費補助金交付決定通知書（第9号様式）により市町
村に通知する。

(補助金の充当)

第7条 補助金の交付決定を受けた市町村は、その補助金充当可能額の範囲内で、補助金
を交付決定事業に充当することができる。

2 前項の規定に関わらず、要綱第3条第6号の補助対象事業の充当額は、県が通知する
補助金額を原則満たすものとする。

- 3 前々項の規定にかかわらず、要綱第3条第9号の補助対象事業の充当額は、県が通知する補助金額を原則満たすものとする。
- 4 第7条第1項の規定に関わらず、要綱第3条第10号の補助対象事業の充当額は、県が通知する補助金額を原則超えてはならないものとする。
- 5 第7条第1項の規定に関わらず、要綱第3条第11号の補助対象事業の充当額は、県が通知する補助金額を原則満たすものとする。

(補助金の変更交付申請)

第8条 市町村は、要綱第8条により交付（変更交付）申請書を提出する場合は、第5条に定める書類を添付して、知事が指定する期日までに提出するものとする。

(補助金の変更交付決定及び通知)

第9条 県は、前条の変更交付申請書に基づき変更交付決定したときは神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金変更交付決定通知書（第10号様式）により市町村に通知するものとする。

(実績報告等)

第10条 市町村は、要綱第11条に定める実績報告書に次の書類を添付して、県に提出するものとする。

- (1) 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金実績報告書総括表（第11号様式）
- (2) 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金実績報告書内訳書の1（第12号様式）
- (3) 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金実績報告書内訳書の2（第13号様式）
- (4) 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金実績報告書附表（第14号様式）
- (5) その他県が指示する書類

- 2 要綱第11条により知事が指定する期日は、翌年度の4月10日までとする。
- 3 市町村による間接補助事業等を補助対象とする場合で、間接補助事業者等が全国的に事業を展開する組織の一部又は一社及び一所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき、要綱第12条第1項の規定による消費税仕入控除税額の報告を行うこと。

(現地調査)

第11条 県は、前条の規定により実績報告書の内容を審査し、必要と認めるときは現地調査を実施するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 県は規則第13条の規定により補助金の額を確定したときは、第6条の規定に基づき行った交付決定の額（第9条に基づく変更交付決定を行った場合はその額）と確定額が相違する場合は、速やかに市町村に「神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金確

定通知書」（第15号様式）により通知するものとする。

(その他)

第13条 前条までに規定するもののほか、特別の必要がある場合は、知事が別に定めるところとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年12月8日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。